

市第36号議案

横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正

横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

（横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第1条 横浜市総合リハビリテーションセンター条例（昭和62年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号ア中「診療」を「一般診療（イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）」に改め、「又は基準」の次に「（以下「算定方法等」という。）」を加え、「算定した額」を「算定した額。」に改め、同号ア(ア)から(イ)まで以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

第9条第3号中イをカとし、アの次に次のように加える。

イ 労災診療（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）

を受けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

ウ 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額

エ 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）により算定した額

オ 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）を受けるときは、アにより算出された額に2.0を乗じて得た額

（横浜市総合保健医療センター条例の一部改正）

第2条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中「診療」を「一般診療」に、「短期入所療養介護等を除く」を「短期入所療養介護等及びエからキまでに規定する診療を除く。以下同じ」に改め、「又は基準」の次に「（以

下「算定方法等」という。)」を加え、「算定した額」を「算定した額。」に改め、同号ア(ア)から(ウ)まで以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和63年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.05を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

第 9 条第 1 号に次のように加える。

エ 労災診療（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

オ 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額

カ 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第 111 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第40号）により算定した額

キ 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する

診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）を受けるときは、アにより算出された額に 2.0 を乗じて得た額

（横浜市スポーツ医科学センター条例の一部改正）

第 3 条 横浜市スポーツ医科学センター条例（平成 9 年 10 月横浜市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項第 1 号中「健康保険法」を「一般診療（次号から第 5 号までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）を受けるときは、健康保険法」に改め、「算定方法」の次に「（以下「算定方法」という。）」を加え、「算定した額」を「算定した額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

第 14 条第 2 項第 2 号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 1 号の次に次の 4 号を加える。

- (2) 労災診療（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、算定方法を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額
- (3) 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、算定方法を基準として市長と地方公務員災

害補償基金各支部長が協議して定める額

- (4) 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第 111 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第40号）により算定した額
- (5) 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）を受けるときは、第 1 号により算出された額に 2.0 を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市総合リハビリテーションセンター等の労災診療等の利用に係る利用料金の算定方法を定めるため、横浜市総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市総合リハビリテーションセンター条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額のその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第 1 号から第 2 号の 2 まで省略）

(3) 診療所を利用する場合は、次に掲げる額を合算して得た額

ア 一般診療（イからオまでに掲げる診療以外の診療をいう。診療
以下同じ。）を受ける場合は、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし算定した額、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（ア）から（ウ）まで省略）

イ 労災診療（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

ウ 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額

エ 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）により算定した額

オ 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）を受けるときは、アにより算出された額に 2.0 を乗じて得た額

カ （本文省略）

イ

（第 4 号省略）

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額（精神科デイ・ケア施設にあっては、ウに掲げる額を除く。）

ア 一般診療（ウに規定する短期入所療養介護等及びエからキ診療を除く）

までに規定する診療を除く。以下同じ。) を受けるときは、
次に掲げる算定方法又は基準 (以下「算定方法等」という。
)により算定した額。ただし、消費税法 (昭和 63 年法律第 10
算定した額
8 号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診
療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05 を
乗じて得た額 (10 円未満の端数があるときは、これを切り捨
てる。)

(ア) から (ウ) まで、イ及びウ省略)

エ 労災診療 (労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
の規定により療養の給付として行われる診療をいう。) を受
けるときは、算定方法等を基準として市長と神奈川労働局長
が協議して定める額

オ 地公災診療 (地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121
号) の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。)
を受けるときは、算定方法等を基準として市長と地方公務員
災害補償基金各支部長が協議して定める額

カ 公害健康被害診療 (公害健康被害の補償等に関する法律 (
昭和 48 年法律第 111 号) の規定により療養の給付として行わ
れる診療をいう。) を受けるときは、公害健康被害の補償等
に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法 (平成 4
年環境庁告示第 40 号) により算定した額

キ 自動車損害診療 (自動車 (自動車損害賠償保障法 (昭和 30
年法律第 97 号) 第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。) の
運行 (同条第 2 項に規定する運行をいう。) により身体を害
された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療 (健

康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の
給付又は療養として行われる診療を除く。)をいう。)を受
けるときは、アにより算出された額に 2.0 を乗じて得た額

(第 2 号から第 5 号まで省略)

横浜市スポーツ医科学センター条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(利用料金)

第 14 条 (第 1 項省略)

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、診療所において診療を受ける場合の利用料金は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般診療 (次号から第 5 号までに掲げる診療以外の診療をい健康保険法う。以下同じ。) を受けるときは、健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 76 条第 2 項 (同法第 149 条において準用する場合を含む。) 及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 71 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により 算定した額。ただし、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に 1.05 を乗じて得た額 (10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (2) 労災診療 (労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) の規定により療養の給付として行われる診療をいう。) を受ける

ときは、算定方法を基準として市長と神奈川労働局長が協議して定める額

(3) 地公災診療（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定により療養補償を受ける者に係る診療をいう。）を受けるときは、算定方法を基準として市長と地方公務員災害補償基金各支部長が協議して定める額

(4) 公害健康被害診療（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）の規定により療養の給付として行われる診療をいう。）を受けるときは、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成 4 年環境庁告示第 40 号）により算定した額

(5) 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）を受けるときは、第 1 号により算出された額に 2.0 を乗じて得た額

(6) 前各号に掲げるもの以外の利用料金については、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

（第 3 項省略）